

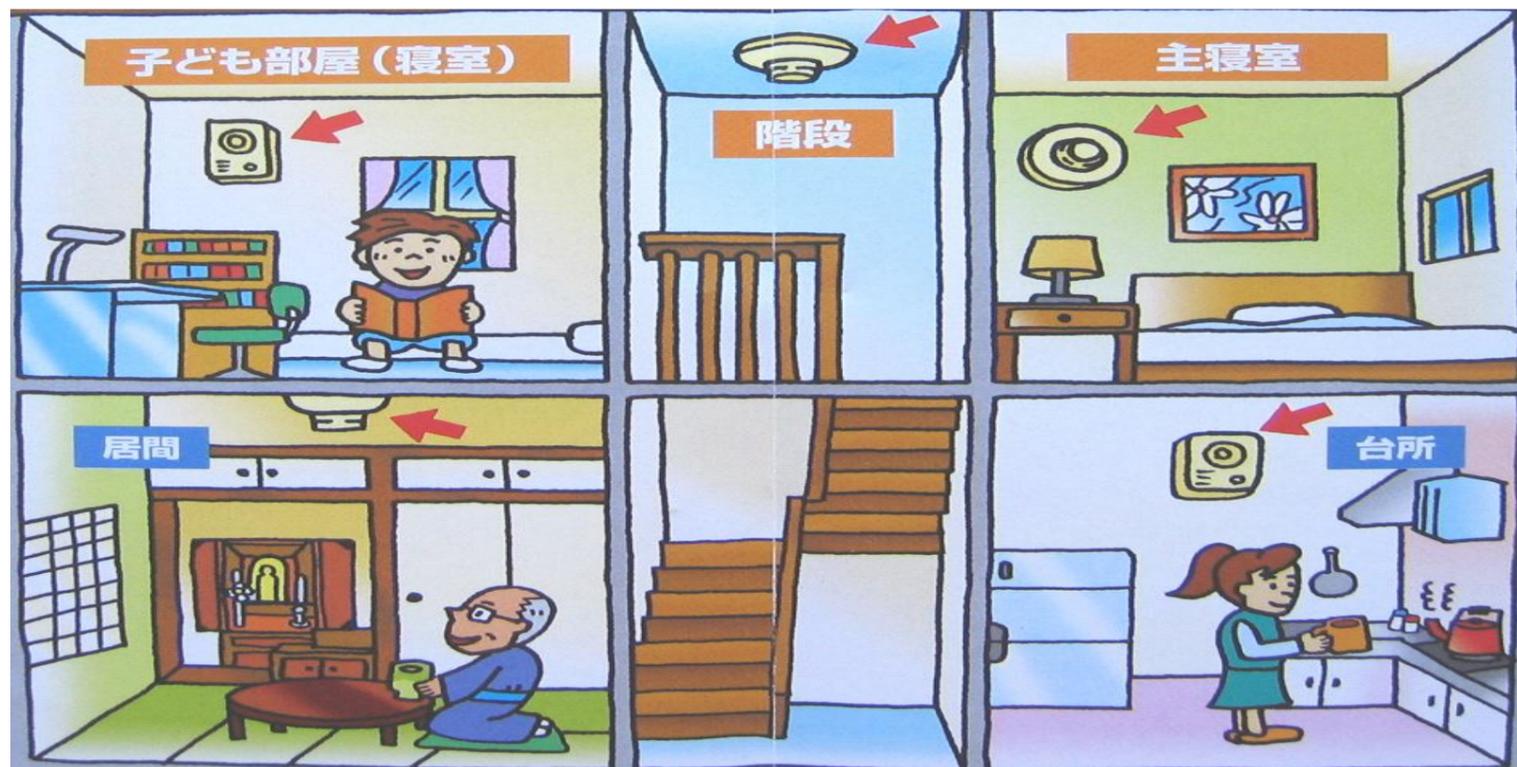


# 春の火災予防運動実施中



期間 平成24年 4月20日(金)～平成24年 4月30日(月)  
 <統一標語> 『消したはず 決めつけしないで もう一度』 (全国)  
 『火はいつも みんなの「ゆだん」を ねらってる』(組合)

”あなたと家族の命を守る” 住宅用火災警報器を設置しましょう。



すべての寝室・寝室のある階の階段などに義務設置。居間や台所は任意設置。

平成23年12月現在、網走市における住宅用火災警報器普及率は**65.8%**です。

**全国平均では現在普及率71.1%**になっており、当市ではまだ全国平均を下回っております。

我が街では**普及率100%を目指しましょう！！**

## 住宅防火 いのちを守る 3つの習慣！

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブの、周りに燃えやすい物を置かない。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



ご 注 意



住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを契機に訪問販売による不適切な販売が全国的に増加中です。消防署員、消防団員及び市役所職員が、住宅用火災警報器の斡旋や販売を行う事はありません。

設置場所、その他お問い合わせは  
 網走消防署警防課予防調査係まで。  
 ☎43-9417

網走地区消防組合 網走消防署